



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

749 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 1
750 保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)..... 2
751 〃	(〃)..... 3
752 公共測量の実施	(技術調査課)..... 3
753 〃	(〃)..... 3

○ 公告

和歌山交通公園における指定管理者の募集	(県民生活課)..... 3
---------------------	----------------

○ 諸報

和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館における指定管理者の募集	(教育委員会)..... 6
--------------------------------	----------------

告 示

和歌山県告示第749号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県紀の川市西三谷717
氏名又は名称 ハグルマ株式会社 取締役社長 中野秀彦
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月字奥新田1758番8
名称 ハグルマ株式会社桃山工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和3年7月30日から同年8月19日まで
- (2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第5号ハ	2	3,200 kg/h	許可後	7時間	通常	5	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20
					最大	9	4-7	2,200	1,600	200	30	3	20

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	設置年月 日又は使 用開始予 定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	
汚水 処理 設備	鉄筋 コン クリ ート 製半 地下 式	W32.5 × L14.55 × H6.1	200	油脂 分解 処理 +活 性汚 泥処 理	平成 23.3	通常	処理 前	82.5	6-8	2,100	1,500	260	26	2.5	14	<3,000
							処理 後	82.5	6-8	20	30	30	10	2	5	<3,000
						最大	処理 前	150	4-6	2,200	1,600	270	27	3	15	<3,000
							処理 後	150	5.8- 8.6	30	40	40	20	3	7	<3,000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
A排水口	通常	92.5	5.8- 8.6	20	30	28.9	15.4	2.6	6.6	<3,000
	最大	160	5.8- 8.6	29.4	39.4	38.8	22.5	3.3	7.8	<3,000
U1からU3まで	通常	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—
	最大	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—

和歌山県告示第750号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第751号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第752号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき由良町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(道路台帳平面図データ作成)

2 作業期間 令和3年7月15日から同年10月24日まで

3 作業地域 和歌山県日高郡由良町地内

和歌山県告示第753号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)

2 作業期間 令和3年10月1日から令和4年2月28日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市小雑賀一丁目から三丁目までの全域及び小雑賀の一部

公 告

公 告

県が設置する和歌山交通公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和3年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山交通公園
- (2) 所在地 和歌山市西18番地1
- (3) 規模等
 - ア 面積 約18,183㎡
 - イ 主要施設 管理棟、交通教室、交通遊園広場、休憩広場、ちびっ子広場、トイレ、駐車場等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他、和歌山交通公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌山交通公園管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの

- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 令和3年7月30日（金）から同年8月20日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで
 - イ 配布場所 和歌山県環境生活部県民局県民生活課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
- (2) 現地説明会
- ア 日時 令和3年8月25日（水）午後1時30分
 - イ 場所 和歌山交通公園管理事務所2階 和歌山市西18番地1
 - ウ 内容 募集要項及び仕様書による説明並びに施設見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 令和3年7月30日（金）から同年8月24日（火）までの休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和3年8月26日（木）から同年9月6日（月）までの休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 回答日 令和3年9月8日（水）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和3年9月9日（木）から同月27日（月）までの休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和4年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県環境生活部県民局県民生活課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2350（直通）

ファクシミリ番号 073-433-1771

メールアドレス e0313001@pref.wakayama.lg.jp

諸 報

公 告

県が設置する和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和3年7月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 ア 和歌山県立体育館

イ 和歌山県立武道館

(2) 所在地 ア 和歌山市中之島2238

イ 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

(3) 規模等

敷地面積 ア 10,476.40㎡

イ 938.86㎡

主な施設の延床面積 ア 本館 5,239.83㎡

補助館 495.00㎡

管理棟 107.00㎡

倉庫 105.00㎡

イ 武道場 697.58㎡

管理棟 132.00㎡

休養室 48.29㎡

主な施設の構造 ア 本館 鉄筋コンクリート造地上2階建て(一部地下1階)

補助館 鉄骨造平家建て(一部2階)

管理棟 鉄筋コンクリート造平家建て

倉庫 鉄骨造平家建て

イ 武道場 鉄筋コンクリート造平家建て

管理棟 コンクリートブロック造平家建て

休養室 ブロック造平家建て

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載する業務

3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県立体育館設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第20号)第1条及び和歌山県立武道館設置及び管理条例(昭和44年和歌山県条例第11号)第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの

- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全又は福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 令和3年7月30日（金）から同年8月16日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 配布場所 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館7階
- (2) 現地説明会
- ア 日時 令和3年8月23日（月）午後1時30分
- イ 場所 和歌山県立体育館 大会議室

和歌山市中之島2238

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配付期間 (1) アに同じ。

(イ) 配付場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和3年8月24日（火）から同年9月6日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 回答日 令和3年9月13日（月）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和3年9月14日（火）から同月27日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月中旬

(6) 指定管理者としての指定

令和4年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課

〒640-8262 和歌山市湊通丁北一丁目2番1

電話番号 073-441-3690

ファクシミリ番号 073-423-1660